

日本赤十字広島看護大学研究倫理審査委員会規程

(平成17年4月1日教授会決定)

(令和5年3月28日経営会議改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、日本赤十字広島看護大学組織分掌規程第19条の規定に基づき設置する日本赤十字広島看護大学研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 倫理性の審査を必要とする研究に対する審査に関する事項
- (2) 研究活動の倫理性に係る基本的事項の検討に関する事項
- (3) 大学院の博士（看護学）及び修士（看護学）学位論文研究倫理審査に関する事項

(組織)

第3条 委員会に委員長・委員及び外部委員を置く。

- 2 委員長・委員及び外部委員は、経営会議の議を経て学長が決定する。

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、原則として2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(外部委員の任期)

第5条 委員会の外部委員の任期は、原則として1年とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。
- 3 委員会の委員がやむを得ない事由により欠席するときは、委員長が指名した者が代理出席することができる。
- 4 委員会の会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 6 委員会は、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(審議結果の報告)

第7条 委員長は、委員会において審議した結果を学長に報告しなければならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局財務課において処理する。

(守秘義務)

第10条 委員会の委員は、委員会において知り得た事項は、他に漏らしてはならない。

(提出書類)

第11条 委員会の委員は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 本人の誓書（別紙様式1）

(改正)

第12条 この規程の改正は、経営会議の議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度に任命された委員の任期は、第4条第1項前段の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 日本赤十字広島看護大学研究・紀要委員会規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。